

新型コロナウイルス感染症の新たな変異株の流行に備えた  
検疫待機施設の確保に係る覚書第3条に定める協定

(基本方針)

令和4年12月26日付で厚生労働省医薬・生活衛生局検疫所業務課長 森田 博通（以下「甲」という。）と国土交通省国土交通大学校長 小林 高明（以下「乙」という。）が締結した「新型コロナウイルス感染症の新たな変異株の流行に備えた検疫待機施設の確保に係る覚書」第3条に定める費用負担及び役割分担等について下記のとおり締結する。

(費用負担)

第1条 検疫待機施設（以下「待機施設」という。）としての引き渡し前の開設準備から閉鎖までの間に発生する宿泊棟の維持に要する費用（電気・ガス・水道料金、廃棄物搬出料金、消耗品類など）及び研修員及び研修講師（以下「研修員等」という。）が宿泊場所変更にともない要する費用（宿泊費、交通費など）、入所者の対応に要する費用（運営スタッフ・警備等の人件費、防護服等の備品類及び消耗品類など）の負担については、甲乙協議の上決定する。ただし、次に掲げる事項は厚生労働省の負担として協議が調っているものとする。

- 一 研修員等が仮の宿泊施設に宿泊するため要する荷物運搬費、宿泊施設（有料施設）の宿泊費
- 二 乙及び研修員の所属機関（以下「乙等」という。）の規程に基づき支払う金額を超える交通費（仮の宿泊施設からの通勤に係る交通費を含む。）
- 三 待機施設開設から閉鎖までの間に使用した電気・ガス・水道料金
- 四 待機施設運営中に搬出した廃棄物の処理料金
- 五 待機施設運営中の清掃・消毒（除菌スプレー等の消耗品類を含む。）に要する費用
- 六 待機施設運営中のリネン類（洗濯含む。）、トイレットペーパー、洗剤などの日用品に要する費用
- 七 待機施設の原状回復（破損による修繕、紛失及び破損による補償を含む。）のために要する費用（ただし、原因等が不明な破損及び紛失については、甲乙協議の上決定する。）
- 八 入所者の対応に要する費用（運営スタッフ・警備等の人件費、防護服等の備品類及び消耗品類）

(負担方法)

第2条 前条に係る甲の負担方法（研修員等による立替払い、支払依頼書による支払い、示達替えなど）については、甲乙協議の上決定する。

(役割分担)

第3条 待機施設の空調、給水、消防など既存設備の維持管理については、乙の責任により対応する。甲が既存設備を使用する際には、乙の施設運営に関する取り決めを遵守する。

- 2 地震、火災などの発生による緊急時は、乙の指示に従うものとする。

- 3 待機施設の運営に関する業務（施設の清掃、廃棄物の搬出、運営スタッフなどの委託業者の手配等）については、原則甲の責任により対応する。甲は、業務を行うに必要な業者の手配にあたり乙の協力を求めることが出来る（業者の紹介）。
- 4 待機施設運営中の地元自治体、関係者等への対応は、甲の責任により対応する。なお、乙の協力が必要な場合は別途協議の上決定する。
- 5 研修員等が宿泊する仮の宿泊施設（有料施設）の手配等については、甲の責任により対応する。
- 6 甲が負担する費用の請求手続きについては、研修員等に配布する資料を作成するなど、甲の責任により対応する。なお、乙の協力が必要な場合は別途協議の上決定する。

（その他）

第4条 本協定書に記載のない事項については、甲乙協議の上決定する。

令和4年12月26日

甲 厚生労働省医薬・生活衛生局  
検疫所業務課長 森田 博 通



乙 国土交通省国土交通大学校  
校長 小林 高明

